

〈研究ノート〉

厚生省統計が伝える台湾・朝鮮人BC級戦犯者数 「321名」に関する検証—— 法務省資料を用いて

金田敏昌 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

1. 問題の所在

本稿の目的は、いわゆる「BC級戦犯」の全体像に迫るうえで欠かせない基礎データの1つを検証することにある。世界の49地域で連合7か国によって繰り広げられた裁判の実態と影響は一枚岩的に解釈できる対象ではない。多面的な歴史理解が試される。論点も枚挙にいとまがない。全体像には、裁判主権国による事件の設定から被告の人選・人定へと至るプロセスにおける個々の実態へと迫る眼差しや、東京裁判と同様に、「何が裁かれなかったのか」(宇田川幸大『考証 東京裁判 戦争と戦後を読み解く』吉川弘文館、2018年)といった視点も盛り込まれるべきであろう。被害者とその家族や仲間は救済されたのかという想いも心をよぎる。

戦犯人が放つ磁場も重大な論点を生み出す。まず、各地で裁かれた戦犯の多くに共通して、軍・組織の構造的な体質による被害者であったという側面が見て取れる。このことは、巢鴨在所者有志が1952年にガリ版刷りで上梓した巢鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相』[諸改版につき書誌情報を省略]に顕著といえよう。つぎにこうした被害者意識をもつ戦犯人の少なからずが、同時に事件加害者として真摯に反省を深め、平和にたいする意識を高めていたという点も見落としてはならない(内海愛子『スガモブリズン 戦犯たちの平和運動』吉川弘文館、2004年)。二重の苦しみを抱き続けたといえようか。

さらに、三重の苦しみを負わされる人びとも存在した。戦時中、末端の現場に組み込まれ、戦後を迎えて起訴された台湾・朝鮮人戦犯である。「日本人」戦犯にはないナショナリティーの

問題が噴出した。彼らは、日本人として裁かれながら、サンフランシスコ平和条約が発効したのちに、日本人ではなくなったのである。戦犯人にたいする戦後の公的かつ持続的な扶助の対象から彼らは外されてきた。刑死者も多い。しかし、台湾・朝鮮人戦犯の諸相は歴史の埒外に追いやられてきた。当時の厚生省が残した名簿でさえ不完全である。

以上の問題意識をふまえて、まず第2節を本稿で主に用いる一次史料の解題に費やす。続いて、第3節で今日に至る台湾・朝鮮人戦犯者をめぐる数値的把握の一例に触れつつ、法務省資料にもとづいて統計の精緻化を図りたい。そのうえで、第4節において、今後の課題に関連するところで、とくにアーカイヴズの観点から提言を試みる。

2. 史料解題

①法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判概史要』

以下、上記資料名を『概史要』と表記する。『概史要』が完成に至るのは、1973年8月を迎えてのことであった。「『戦争犯罪裁判概史』(仮称)脱稿」は、同年3月31日である。『概史要』は、国立公文書館[以下、NAJと表記]に請求番号「平11法務06334100(以下、全角表記を併用)」として所蔵されており、原本閲覧が可能となった。表紙には、「取扱注意」や「秘 無期限」の刻印が残されていた。ながらく一般のアクセスが禁じられてきたことが窺える。

500頁強にわたる『概史要』は本邦政府によって進められた「戦争犯罪関係資料の調査及び収集」の集大成といえよう。法務省が本件にかん

する調査収集事務を開始したのは、1955年4月1日のことである。その後、約15年間にわたり横溝光暉顧問、豊田隈雄参与、井上忠男参与が作業を牽引した。一環として、NAJ所蔵、同司法調査部「戦争裁判記録関係資料目録」（平11法務07195100）が1966年7月に提出されていることを付記しておく。

なお、本邦政府の戦争裁判関連事務の所掌について歴史的経緯をごく簡略に振り返っておこう。終戦当時には、外務省、陸軍省、海軍省の三系統で業務が進められていた。外務省系統において、とくに関係各国との連絡事務が主要課題となり、一時期には終戦連絡中央事務局も設置されていたが、1952年以降、対応国別に省内関係局課が事務を遂行するにとどまっている。

一方、当初より裁判対策も含む調査関連事務および引揚関連業務は、陸軍省および海軍省の所管するところであった。両省の機能は、1946年から翌年にかけて漸次、厚生省に引き継がれるとともに、1954年4月に同省引揚援護局整理課法務調査室が資料の調製を主管する。翌年、業務は法務省へ移管された。一連の経緯は、大江洋代・金田敏昌「国立公文書館所蔵『戦争犯罪関係資料』の形成過程とBC級戦争裁判研究の可能性」『歴史学研究』（No. 930、2015年4月、19-33; 39頁）に詳しい。

②厚生省引揚援護局「韓国、台湾出身戦争裁判受刑者名簿」

前項同様、厚生省「受刑者名簿」と表記する。「韓国」は、朝鮮半島全域を指す。この名簿には、1955年12月1日時点の調査結果が反映されている。冒頭の「凡例」によると、この名簿は、「日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により刑を受けた韓国及び台湾出身者を網らし、その受刑後の状況を明らかにし、これらの者に対する各種施策に資することを目的」として作成された。名簿には朝鮮人148名、台湾人173名からなる総計321名の受刑者が登場する。「氏名・本籍地・裁判国・判決・帰住地」といった情報が併記された。

NAJが所蔵する厚生省「受刑者名簿」について、少なくとも3件がデジタルアーカイヴ〔以下、DAと表記〕検索でヒットする。筆者は、「平11法務08073100」を活用した。その理由は2

つある。第1に、別の2件を実際に閲覧したところ、「平11法務06016100」および「平11法務07302100」には個人情報の全てにマスキングが施されているからだ。各々の表紙には、「2011年8月3日(密)」および「2013年1月10日(密)」と記されていた。これらは、「最終審査日」を指す。時期を遡れば遡るほど、こうしたマスキングが頻繁に見受けられる。それにたいして、本稿で用いたバージョンでは、一部のマスキングをともしつつも、少なからぬ人物の氏名、本籍、住所が公開されていた。最終審査日は、「H29.12.1」である。

NAJにおける個人情報の扱い方に新たな動きが見られることは間違いない。個人情報の公開如何がどのように判断されているのかについて、筆者が2018年6月に同館へ照会したところ、「書籍等で公にされていることが確認できた情報については利用制限を要しないと判断している」との回答を得た。この運用基準は、いわゆる「公文書管理法」の「第16条第1項第1号イ」にもとづいている。すなわち、個人の権利利益を害するおそれがあるとしても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」はオープンに扱われるということであった。ただし、最近の審査でもNAJが非公開とした個人情報につき、すでに「慣行として公にされ」ている情報も少なくないことを指摘しておく。

第2の理由にうつろう。本稿で用いたバージョンでのみ調製時以降に加筆されていることが判明した。たとえば、昭和40年代に戦犯者が来日していることを示す記述である。時期からして法務省司法法制調査部による加筆といえようか。さらに、特筆に値すべきは、台湾人受刑者として147番目に登場する英国ペナン裁判で起訴された本籍地「マレー」の「井上富一」なる人物の欄中央に線が引かれ、「削除」の文言が記されていることである。この削除線はいつ引かれ、何を意味するのか。額面どおりに受けとれば、台湾人受刑者数は172名とも見なしうる。事実、現段階においてアクセスしうる資料のかぎり彼国籍を台湾として明記した文書はない。

ひるがえって、同名簿中「韓国、台湾出身戦争裁判受刑者状況一覧表」に目を転じよう。本表は、「第三人国戦争裁判受刑者三百二十一名

(旧陸海及び民)がどのような経過をたどって現在所50名になったかを数字で示した」統計である。「現在所」とは巢鴨刑務所に服役していることを指す。一般に「巢鴨プリズン」と称される当施設は、「サ条約」発効後に日本へ移管され、公式には「巢鴨刑務所」の名称が用いられた。

本表において顕著なのは、台湾・朝鮮人戦犯者間で、巢鴨へ移送された人数の割合に大きな開きが生じていることである。記載されている数字の限りで整理しておく。321名中、同地へ移送されたのは153名であり、その比率は約48%となる。半数程度といえよう。一方、台湾人移送者の割合は173名中58名であり、約34%にとどまった。3分の1程度である。他方、朝鮮人移送者は、148名中95名、すなわち約64%にのぼった。3分の2に近い数値を示している。

こうした差違が生み出される背景には、当時、一部の台湾人戦犯が豪軍裁判でマヌス島に収監されていたこともあった。ただし、今日へといたる両国出身元戦犯者の運動を振り返ると、巢鴨で生活を共にできたことが出所後におけるコミュニティ形成にも影響したのではないとも考えられる。韓国人元戦犯者とその家族による「同進会」は海を隔てて、世代をこえて結束を誇ってきた。それにたいして、台湾人サイドに目を向けると、1998年に宮崎放送が制作したドキュメンタリー番組「陽炎」にも窺い知れるように、豪州・ラブアン裁判で15年の判決を受けた「林水木(日本名、岡林武満)」が単独で国家補償請求に挑まざるを得なかったことは象徴的である。

厚生省「受刑者名簿」は、「出所後の住所」の「信憑性」をめぐって、とくに「韓国、台湾出身者のそれぞれの会が提供した資料」にもとづく旨を明記していた。名簿中の住所につき、その資料を反映した場合には、各人物の欄外上部に丸印が刻印されている。この丸印が付された人数を集計すると、朝鮮人で約35%、台湾人で約17%の値が弾き出された。ここでも双方間の「横のつながり」に違いが見て取れる。

台湾・朝鮮人戦犯の全貌をつかむうえで、厚生省「受刑者名簿」の限界も露わになる。それは、何よりも記述に乏しく空欄も散見されるといふ点に尽きよう。同名簿「凡例」も、「今後裁判記録の整備によって、刑獄死者または直接現

地からその者の本国に送還された者が発見されるかもしれない」と伝えている。昭和40年代にかけて法務省下で進められた調査結果にももろとづいて総合的な把握がなされねばならない。

くわえて、厚生省「受刑者名簿」をとおして、如何なる起訴事由で、時に誰と同じ裁判ケースで起訴されたのかということも知ることは一切できないのである。さらに、「戦犯(人・者)」とは受刑者に限られない。顕著な例が無罪判決を受けた者である。たしかに、同名簿にも無罪の人物が登録されていた。しかし、2名にすぎない。中華民国[以下、中国と表記]の「瀋陽裁判で無罪となり本邦に入国したといわれる」朝鮮人「林官永(藤本栄造)」と、同裁判の「旧海軍海軍関係」で起訴された台湾人「羅再発(徳山義治)[正:羅甫発]」である。次項のとおり、延べ人数にして30名をこえる無罪の台湾・朝鮮人戦犯が浮かび上がってこよう。

③法務省大臣官房司法法制調査部「戦争犯罪裁判概見表」

同様に、法務省「概見表」と表記する。同省司法法制調査部は、各国BC級戦犯裁判ケースの一覧を作成した。NAJの所蔵状況を列記しておく以下のとおり。

- ・「米国戦争犯罪裁判概見表」
(平11法務07126100)
- ・「米国 [以下同上の簿冊標題表記を省略]
(初期のもの)」(平11法務07127100)
- ・「英国」(平11法務07128100)
- ・「豪州」(平11法務07129100)
- ・「和蘭」(平11法務07130100)
- ・「和蘭(初期のもの)」(平11法務07131100)
- ・「比国」(平11法務07132100)
- ・「比国(初期のもの)」(平11法務07133100)
- ・「仏国」(平11法務07134100)
- ・「中国」(平11法務07135100)

法務省「概見表」において、各ケースの「事件番号(事件名)・起訴理由概要・所属・階級/身分・本籍・氏名・判決/確認/死刑執行(死亡)年月日/弁護人/備考」といった情報が一望のもとに見渡せる。NAJで個別の事件ファイルを特定するうえで、利便性の高い資料といえよう。

この「概見表」がいつ作成されたのかについては判然としない。戦犯関係の調査収集事務が同省司法法制調査部に移管された1955年4月以降であることは確かであろう。一方、『戦争犯罪裁判概史』（仮称）が脱稿した1973年3月31日に横溝顧問、豊田参与、井上参与は退職した。この時点までに「概見表」がまとめられたとも推察しうるが、『概史要』に「概見表」の文言は登場しない。

そこで、筆者は各国「概見表」中の「備考欄」に着目した。当欄には、弁護士および出所後の戦犯を対象とする面接調査の年月日が記されているからである。最も新しい面接調査は、1970年3月25日へと至る数日間に実施されていることが判明した。1966年7月「戦争裁判記録関係資料目録」194頁には、各国裁判関係の「概見表」が登録されているが、本稿で用いる「概見表」は1970年3月末以降に完成したということで間違いない。

法務省「概見表」を眺めると、台湾・朝鮮人戦犯が複数名で同じ裁判にかけられているといったこともひと目で伝わってくる。部隊ごと日本人将校・下士官・兵と共に起訴されているケースも存在した。何よりも、数多く登場する無罪判決を受けた人物は、厚生省「受刑者名簿」に見出せない。起訴された台湾・朝鮮人戦犯者の総数に近づくことが本稿のねらいである。

なお、筆者は2017年春以降、「中国」、「豪州・仏国」、「英国」の順で「概見表」の複写を依頼してきた。全冊の複写を依頼すると、実質的に「再審査」が施されるようである。そのため、上記四か国の「概見表」で非公開とされている氏名の数は大幅に減少した。このことは、とくに豪州裁判関係の台湾人戦犯氏名に顕著である。しかし、すでに「慣行として公にされている」氏名が非公開とされた箇所が目につくことも指摘しておく。

3. 台湾・朝鮮人戦犯の実情

①従来の統計

台湾・朝鮮人戦犯の総数を把握するにあたり、まず比較的最近の報道内容を紹介しよう。2018年10月27日にTBS報道特集「元BC級戦犯～不条理との闘い」が放映された。朝鮮人元BC

級戦犯である李鶴来の活動に着目した本作は、問題の背景と真相を端的に整理してくれている。11分を経過する辺りでテロップとともに挿入されるナレーションによると、「BC級戦犯として起訴された5700人のうち、321人は植民地の朝鮮・台湾出身で、ほとんどが捕虜収容所の関係者だった」。この統計は、何処に発端を有しているのだろうか。

そこで、時期を遡って内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』（勁草書房、1982年）に目を向けよう。注目に値するのは、40年近く前に斯様な対象に着眼されている点である。なお、本稿では一般的なアクセスの利便性を考慮して、2015年出版の岩波文庫版を用いた。同文庫版166ページに収録されているのは、「表Ⅲ-1 BC級戦犯裁判判決と朝鮮人戦犯数[以下、「表Ⅲ-1」と表記]」である。

本表によると、戦犯数計5700名中、朝鮮人148名、台湾人173名であった。5700名の内訳は、死刑984名、無期475名、有期2944名、無罪1018名、その他279名である。無期・有期受刑者の数を足すと、3419名を数えた。死刑囚の一部には減刑を受けた者もあり、「死刑を現実に執行された人員は、920人」である。その他には、「公訴棄却、死亡、逃亡等」が計上された。

本表欄外に記されている出所は、一方で『概史要』1973年、34ページ、他方で『韓国出身戦犯者同進会名簿』『台湾出身戦犯者同志会資料』である。前者について、NAJ所蔵『概史要』では38ページに同様の「判決結果」が記載されていた。すなわち、5700名なる人員数と、「その他」を含む判決結果の内訳である。台湾・朝鮮半島出身者の数は「判決結果」『概史要』には見当たらない。

したがって、「321名」は後者を典拠とする数値であろう。これらの典拠は、一般的にアクセス可能な特定歴史公文書と異なり、プライベートな性格を有し、個人情報にも富んでいる。筆者自身、直接手に取ったことはない。ただし、厚生省「受刑者名簿」が「それぞれの会が提供した資料」に依拠していたことは、前節で同名簿の「信憑性」をめぐって記したとおりであり、内海が活用した後者の資料も厚生省資料と一定の連続性を有すると筆者は考えている。

事実、台湾・朝鮮人戦犯者数をめぐる従来の

理解は、公的機関の発表した「確固たる」数値と齟齬を来していない。くわえて台湾・朝鮮人が5700名中321名、すなわち全体の約5.6%を占めていたことからしても、BC級戦犯を総体的に捉えるうえで彼らが無視しえない存在であることは自明である。しかしながら、実態に即して正確を期すならば、これまで通用してきた数値は修正されなければならない。その根拠として次の2点を挙げておく。

第1の根拠は、「321名」は正味の実数として計上されているのにたいして、「5700名」は延べ人数をあらわしているということにある。一例として、NAJ所蔵「スガモプリズン入所被有罪者拘禁状況一覧ほか」（平11法務07141100）を紹介しよう。上記タイトルは、同館DA検索でヒットする「簿冊標題」である。本簿冊に収録されている個別の文書件名は下記のとおり。

- ・「スガモプリズン入所被有罪者被拘禁状況一覧 スガモプリズン入所被有罪被拘禁者身分別一覧」
- ・「戦争裁判受刑者が全員出所するまでの推移一覧[以下、「推移一覧」と表記]」
- ・「韓国（朝鮮）・台湾出身戦争裁判受刑者一覧」

本簿冊は、1963年5月20日に「厚生省援護局。復員課。史料班坂田事務官から寄贈」された。時期からして、法務省司法法制部が寄贈先であるといって差し支えないだろう。なお、「韓国（朝鮮）・台湾出身戦争裁判受刑者一覧」は、「昭和30.12.1 引揚給付金に関する立法の資料として調査」され内閣審議室に提出された。同一覧は、名簿にあらず、厚生省「受刑者名簿」中の「受刑者一覧」を踏襲した統計表にすぎない。

注目すべきは、「推移一覧」である。ここに示されている人員数は延べ人数ではない。「数字は、実人員数（一人で二以上の裁判を受けたものがあるがすべて一人として計算）を示し、第三国出身者（朝鮮一四八、うち刑死二三。刑死二一獄死五合計三二一）を含む。」とのことである。実人員数は、「刑死者（昭和21.2.23から昭和26.1.19までに刑執行）927名、「無期、有期刑の者（判決は昭和20.8.27から昭和26.4.2まで）」3288名、「獄死者（未決拘禁中の死亡者を除く。）」100名で

あった。

寄贈時期からすると、もちろんリアルタイムで展開したオーストラリア・マヌス裁判の最終段階における判決、死刑執行、収監中の死亡といった事態が加味されているか否かの精査は欠かせない。くわえて、「推移一覧」には、「国際（A級）」受刑者も含まれた。整理しておく、BC級戦犯の刑死者数は927名から7名を差し引いた920名、無期および有期の受刑者は3270名、同様に獄死者は95名となる。このうち刑死者数は、「判決結果」『概史要』に記された「死刑を現実

に執行された人員」と一致した。

一方、無期および有期の受刑者数に向けると、『概史要』と「推移一覧」の値に開きが生じる。『概史要』中の該当者数は、服役中の獄死も含みうる「その他」をくわえずとも3419名にのぼった。たいして、「推移一覧」におけるその数は、「獄死者」を計上したとしても3365名にすぎないのである。筆者自身、法務省「概見表」の集計をとおして、延べ数にして概ね5700名の被告者数を把握した。稀に同姓同名の別人は登場する。とはいえ、確実に同一人物が訴追されている裁判ケースも散見された。

第2の根拠は、「5700名」には受刑者のみならず、「無罪」および「その他」の該当者が含まれることにある。「321名」は受刑者数であり、有罪判決を受けなかった被告は厚生省「受刑者名簿」に反映されない。内海「表Ⅲ-1」において、『概史要』を典拠とする無罪人員数が記載されているものの、台湾・朝鮮人の無罪件数は盛り込まれるまでに至らなかった。この点をクリアすることで、全体のなかに台湾・朝鮮人を位置づけることが可能となる。法務省「概見表」を用いて次項で検討したい。

②法務省「概見表」から浮かび上がる台湾・朝鮮人戦犯

まず台湾人に目を向けよう。台湾人戦犯は延べ数にして、216名を数えた。内訳は、有罪187名、無罪（原審と確認の双方を含む）24名、起訴取下げ3名、不確認（絞首）1名、結果不明1名である。厚生省「受刑者名簿」中、無罪の「羅」は法務省「概見表」に登場するため新たに計上されない。マレー籍の「井上」も含まずにおいた。

なお、英国シンガポール裁判18号事件において本籍「中国福建省」と記載されていた判決「絞首」のうち「不確認」の「杜瑞坤」を台湾人受刑者（確認4年）として計上している。根拠として、とくに鍾淑敏「二戦時期臺灣人的戦争犯罪罪與戦後審判」『近代史釋論：多元思考與探索』（東華、2017年、385-430頁）中の台湾人戦犯リストを挙げておく。同様に、英国タイピン裁判7号事件において長崎籍とされている「峯一郎」も、厚生省「受刑者名簿」において本籍地「マライ」とされているが、台湾人としてカウントできる。

「216名」を実数に換算してみよう。現段階では、同姓同名の戦犯を同一人物としておく。もちろん、個別に確証を得る作業は欠かせない。とはいえ、別人であることが判明したとしても、やがて実数を追加すればよく、本稿の目的は少なくとも「321名」以上の台湾・朝鮮人戦犯を浮き彫りにすることにある。

たとえば、豪州ラブアン裁判10号事件で有罪判決を下された「簡福得（日本名、福島政雄）」は、同ラバウル裁判100号事件において起訴取下げを受け、続く101号事件で確認無罪を得ていた。彼は、実数として有罪1名として扱われる。そうして、有罪173名、無罪22名、起訴取下げ0名、結果不明1名からなる計196名の実数が導き出された。正味受刑者数の内実につき、次項で補足する。

朝鮮人に目を転じよう。厚生省「受刑者名簿」中、無罪の「林」を新たに計上しておく。延べ人数は169名にのぼり、内訳は、有罪151名、無罪12名、起訴取下げ3名、不確認（絞首）2名、結果不明1名となった。実数として165名中、有罪148名、無罪12名、起訴取下げ2名、不確認（絞首）2名、結果不明1名の数値が得られる。

したがって、両省データから浮かび上がってきた台湾・朝鮮人戦犯は、延べ人数385名、正味361名である。実数をみると、321名の受刑者数に1割以上の膨らみが生じていることが見て取れよう。一方、BC級戦犯延べ総数5700名に位置付けるべき台湾・朝鮮人戦犯者数として実態に即した数値は、現段階において判明しうるかぎりでは385名となる。なお、連合軍に拘束された容疑者の数は計り知れない。

③正味受刑者数をめぐる暫定的考察

法務省「概見表」から浮かび上がってくる台湾人受刑者は正味173名であった。マレー籍の「井上」を含まない173名である。というのも、両省データを突き合わせたところ、「概見表」で中国瀋陽裁判第1号事件に登録されている「楊展洪」は、厚生省「受刑者名簿」に登場しないからである。NAJ所蔵に当該事件ファイルは見当たらない。

そこで、台湾の國家發展委員會檔案管理局がウェブ上で提供しているファイル中、「姓名設籍地判決機關判決書字號表冊名稱檔案來源機關案名檔號楊福 ... [ウェブサイト表記ママ]」（URL:<https://www.archives.gov.tw/UserFiles/File/228/13-8楊.pdf>）を探索した。「設籍地」台湾なる「楊展洪」の記録は、「漢奸戦犯判決案」に収められている模様である。同一人物であろうか。

鍾も指摘するように、中国のBC級戦犯裁判と漢奸裁判との間には流動性が見られた。さらに、鍾は台北裁判を筆頭に本邦当局が収集した記録にはのぼらない、10名近い台湾人受刑者の存在を指摘している。基礎的な情報が確かでないという点は、前節のとおり台湾時戦犯に特有の問題であるともいえよう。受刑者数の特定には、今後の調査を待たなければならない。

朝鮮人受刑者実数148名の数値も、法務省「概見表」と厚生省「受刑者名簿」において共通している。しかし、両省データを摺り合わせると、その内実は異なった。「受刑者名簿」中、朝鮮人戦犯として118番目に登場する人物の裁判事件は「概見表」に収められていない。彼は、中国北京裁判で終身刑を言い渡された人物である。氏名にはマスクングが施されていた。ただし、対日戦犯裁判資料の一部をデジタル公開してくれている国際刑事裁判所ウェブサイト中「ICC Legal Tool Database」を検索すると、同裁判「保定綏靖公署審判戦犯軍事法庭判決三十六年字第二三號」の被告を「無期徒刑」を下された「余川萬次郎 即 徐萬杰」として特定しうる（URL:<https://www.legal-tools.org/doc/87bac9/pdf/>）。

それにたいして、法務省「概見表」中、中国上海裁判第127号事件において10年の判決を科された韓国籍で天津憲兵隊通訳の「（日本名 箕

島肇) 李春培」は、厚生省「受刑者名簿」に登場しない。NAJ「BC級(中華民国裁判関係)上海裁判・第127号事件(1名)」(平11法務05734100)によると、彼は、「朝鮮籍テ早クヨリ渡華シテ商売ヲナシ中国語ニ精通」し、「天津河東憲兵隊通訳」として勤務する者であった。

実のところ彼は静岡を本籍とする日本人である。米国立公文書館に原本が収められている国立国会図書館憲政資料室所蔵「Minoshima, H(文書名:Sugamo Prison Records = 巣鴨拘置所記録)」(SP01519)によると、「李春培」は、北京で市民権を得る際に取得した名前であり、彼は商人として「兵隊ハ元ヨリ、如何ナル日本軍部隊ニモ」所属したこともない人物であった。なぜ、このような裁判が準備され展開したのかは不可解である。以上、公的資料の伝える朝鮮人正味受刑者数は148名に落ち着く。

④「ほとんどが捕虜収容所関係者」なのか

ふたたび本節冒頭で紹介したTBS報道特集に立ち返ってみよう。「321名」の「ほとんどが捕虜収容所の関係者だった」とのことである。たしかに、朝鮮人受刑者のほとんどが「俘虜監視員」であったことは知られてきた。内海『朝鮮人BC級戦犯の記録』[2015]ivページにも、148名中129名と記されている。なお、和蘭裁判では、「Civilian internee」の虐待が起きた「民間人抑留所」も事件の舞台と化した。もちろん、彼らの管理に当たったのは、釜山で教練を受けた朝鮮人「俘虜監視員」である。しかし、「捕虜収容所」の語が放つイメージから抜け落ちてしまう全体像が存在することを強調しておきたい。

くわえて、台湾人サイドに焦点を当てると、捕虜収容所関係者は「ほとんど」と呼び難くなる。「俘虜監視員」にかぎらず、憲兵隊通訳ほか地上部隊構成員、官公庁職員、台湾拓殖社員、商人といったふうに彼らの職種は多岐にわたった。その比率について、法務省「概見表」から正確な数値を突き止めるまでには到達していない。とはいえ、少なくとも正味80名程度が捕虜収容所・民間人抑留所とは職場を異にする者であった。起訴された台湾人戦犯正味196名の4割を越す数値である。

とくに中国裁判は、独自の色彩を放つ。「概見表」では、台湾人正味48名中、俘虜虐待容疑で

起訴されたのは、「南上海俘虜収容所」の「監視員[原文ママ]」1名と「土木請負業原組」の「監視員」3名に限られる。いまいちど朝鮮人戦犯に目を向けよう。中国で起訴された正味23名に至っては捕虜収容所関係者が皆無である。無論、各地で裁かれた台湾・朝鮮人戦犯のうち間違いなくほとんどが末端の現場に組み込まれた人びとである。

本節をとおして、個々の数値に精査の余地は残されているものの、台湾・朝鮮人戦犯をBC級戦犯延べ5700名の文脈に係留することはできた。彼らは職種にも富んでいる。さらに、少なからぬ無罪判決の事実は、BC級戦犯にたいする多面的理解を促しているといえよう。

4. 提言

今後、台湾・朝鮮人を含むBC級戦犯の全体的理解に近づこうと、筆者は日本の公文書にも一つの可能性を見出している。もちろん、オーラルエビデンスを軽視するわけでない。内海は元戦犯者に寄り添った聞き取りをとおして、彼らが組み込まれた構造を見事に炙り出してきた。問題は、公文書がながらく公開されてこなかったという点にある。

法務省から約6000冊の「戦争犯罪裁判関係資料」が国立公文書館へと移管されるのは、1999年度のことであった。本邦オリジナルの文書も少なくない。ただし、未だ利用請求がなされていないことを示す「要審査」の文書も散見される。くわえて、同年度に1712冊の「巣鴨刑務所関係資料」、翌年度に180冊の「戦争犯罪人赦免関係資料」も移管されていることは、さほど知られていないのではないのか。これら1900冊弱の資料群には、戦犯者の家庭状況をも窺える文書が収録されていると推察される。彼ら・彼女らが紡ぎ出す語りに耳を傾けるチャンスとなるかもしれない。しかし、その多くに「非公開」の「利用制限区分等」が敷かれていた。「非公開」文書にたいする利用請求は可能であるとはいえ、「戦争犯罪人赦免関係資料」に至っては、現時点で「部分公開」の3冊を除き、177冊が「非公開」とされたままである。

本邦当局が取得・作成した戦犯にかかわる文書は、防衛研究所および外交史料館にも所蔵さ

れている点も見逃してはならない。とくに、2018年9月28日の外交記録公開において、戦犯関連のファイルが数冊外交史料館へと移管されたことを指摘しておく。同館における関連ファイルの公開は、2008年6月15日の第14回外交記録公開以来、実に20年ぶりのことであった。ウェブ上の行政文書検索によると、外務省には未移管の関連ファイルが残されてもいる。なかでも、「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 台湾人、韓国人関係 第1・2巻」の公開が期待されよう。

台湾・朝鮮人を含むBC級戦犯の多くが国家の末端に組み込まれた存在である。それにもかかわらず、国はその公的な記録を実質的にながらく闇に葬ってきた。いわゆる「BC級戦犯」は、歴史の多面的な理解を促し、アーカイヴズのありかたにも重大な論点を提供してくれるとあってよいだろう。こうした記録から事実を掘り起こし知的な営みの場へと提供することは歴史学に課された責務である。